

会議の名称	令和6年度第1回小牧市特別職報酬等審議会
開催日時	令和6年10月28日（月） 午後4時～午後5時30分
開催場所	小牧市役所本庁舎4階 402会議室
出席者等	【出席者】（会長）萩原 聡央、（代理者）吉田 友仁、 （委員）小池 公二、酒井 美代子、鈴木 義久、 長江 美津子、名和 千博、村上 直之 【欠席者】沖本 英樹、水谷 幸一 【事務局】市長公室長：笹原、市長公室次長：駒瀬、 市長公室人事課長：古澤、市長公室人事係長：佐沢
会議傍聴者	0名
会議内容【要点筆記】	
人事課長	定刻になりましたので、ただいまから、小牧市特別職報酬等審議会を開催いたします。 本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、当審議会の委員就任のご快諾をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。 それではまず、会に先立ちまして、辞令の交付を行います。 委員を代表して、小池委員にお願いします。
市長	～辞令交付～
人事課長	委員の皆様方におかれましては、お手元の名簿にてご紹介に代えさせていただきますのでご了承願います。 本日の出席状況であります、沖本委員、水谷委員が、欠席となっております、傍聴者につきましては、0名です。 それでは、議題の1、会長の選任をお願いしたいと思います。 会長は、小牧市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
鈴木委員	過去にも委員として参加されていたとお聞きしておりますの

人事課長	で、名古屋経済大学の教授、萩原聡央委員にお願いできればと思います。 萩原委員という声があがりましたが、皆様いかがでしょうか。 ～異議なしの声～ ご異議なしということでございます。 それでは、会長は萩原委員にお願いしたいと思います。 萩原委員は会長の席を準備しますので、移動をお願いいたします。 では会長からひと言ご挨拶をお願いします。
萩原会長	ただいま皆様方のご同意をいただきまして、会長に選任されました萩原と申します。よろしくお願いいたします。 本審議会の趣旨でございますけれど、小牧市の特別職の報酬等の適正な額というものを決定していく、これが本審議会の趣旨だと思います。委員の皆様方におかれましては、その趣旨に即した形でご審議いただくことになると思います。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。以上、簡単であります。私からの挨拶といたします。 会長職務代理者の選任についてですが、小牧市特別職報酬等審議会条例第４条第３項の規定によりますと会長が指定することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。 吉田友仁委員にお願いをしたいと思います。
人事課長	それでは、ここで諮問書の交付を行います。
市長	～諮問書交付～

人事課長	諮問について、市長からお願いします。
市長	本日は、小牧市特別職報酬等審議会ということで、皆様方には、委員の就任につきましてご快諾をいただき、またお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 また、日頃は市政に対しまして大変ご協力ご支援をいただいております、改めて感謝を申し上げます。 当審議会は、特別職である市長、副市長、教育長の給料と、議員の報酬の額について、審議をしていただいていたところであります。昨年度、特別職の退職手当の額について、審議会の諮問事項とするべく、条例の改正を市議会において議決をいただきました。 特別職の退職手当につきましては、議論がございました。 最初に市長選挙に立候補しました平成 23 年の時に私から問題提起として、退職金が少し高いのではないかと感じ、半額にする提案をさせていただきました。議会においても条例改正を認めていただき、現在は本来の額から 2 分の 1 の額に自ら退職手当を引き下げている状況で、4 期目を迎えているところでございます。 既に 3 期終えておりますので、3 期分については退職手当を每期 2 分の 1 の金額で受け取っており、4 期目を迎えているというところでございます。 この条例は、本則は変更しておりません。平成 23 年の 2 月に就任をした市長、及び、私が任命する特別職に限って、退職手当の額を本則の 2 分の 1 にするという特例条例を制定しております。私の任期が終了し、次に新たに選任される市長になりましたら、特例条例は、効力を失い、退職金の額は本則に戻るようになります。 小牧市の退職手当は高いのではないかと考えると、私の在任中のみ半額に引き下げられ、次の市長になると元に戻ってしまうということについて、いささか疑問もございまして、ご審議いただこうとするものです。何が適切かということは非常に

	難しいですが、議論して決めていかないといけない。審議会で議論したことはないので、ご議論をしていただこうとするものです。市長として就任し、市長の職責というのは非常に重いものがあることを改めて感じる場合があります。市長は様々な決断をし、最終的にすべて責任を取る立場にあり、高額な住民訴訟を起こされることもありました。これだけ責任が重いということは責任に見合う報酬は一定程度必要だろうということも感じております。 本則が高いというのは今でも思っております。次の市長で元に戻るではなく、適正な額を検討して本則の条例改正をしたいという趣旨の考えを持っています。当審議会にご議論いただいて、率直なご意見をお聞かせいただきまして、適正な特別職の報酬等の額を決定していただければ幸いに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。
人事課長	誠に恐れ入りますが、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。
萩原会長	それでは、議事を進めさせていただきます。 (1) 諮問事項の審議について、事務局の説明をお願いします。今後の進め方についても説明をお願いします。
人事課長	本日の第1回目では、資料説明後、質疑応答、委員の皆さんから意見を伺うという予定です。第2回目は、来月下旬頃に行う予定です。本日の意見を踏まえ、報酬、退職手当等について、改定または、据え置くのか検討し、皆さんに方向性をお示しできればと考えております。第2回目で審議会として意見がまとまれば、その次は答申となりますが、もし、第2回目でまとまらないということでありましたら、12月に第3回目を開催いたしまして、そこで審議会の結論をまとめたいと考えております。 そして、遅くとも1月中旬までに答申をいただきたいと考えております。

	資料 1 から順次説明
萩原会長	ただいま、事務局より小牧市の特別職の報酬・給料・退職手当の状況について、説明がありました。 今の事務局の説明について、質問等があればお願いします。
萩原会長	では、私から退職手当について、最近改正された資料はあるのか。 例えば一宮市では、令和 6 年に改正されたと資料 1 に記載があるが、退職手当等については改正したのか、していないのか。
人事課長	退職手当の改正状況は調べておりません。 一宮市は給料のみで退職手当は改定していないと聞いております。
吉田委員	資料 1 では令和 6 年度は 17 市が改定した。小牧は平成 12 年から改定していないというような状況で 25 年間上げずに職務を全うされてきた。他の市はどのような考えで上げたのか。 退職手当の半額については、市長だけでなく、副市長、教育長でもある。どのような考えで半額とされてきたのか、月額報酬改定も含めて分かる範囲で説明をしていただきたい。
人事課長	資料 5 の給料改定率という資料をご覧くださいと思います。 改定率はマイナスやほぼ横ばいが続いておりますが、令和 5 年の人事院勧告で 0.96、約 1%給与が上昇したということで、この 1%分を特別職にも適用したというわけではありませんが、それぞれの自治体において、一般職員の給料が上昇したということで、特別職も、それぞれの判断で改定したと聞いております。 単純に約 1%の上昇ではなく、それぞれの自治体においても、近隣自治体や類似団体、順位など考慮し、改定されております。

	今年度は 2.76%上がっておりますので、令和 7 年度に向けて、改定する自治体もあるかもしれませんが、本市としては、現在も県内では上位に位置しておりますので、これをもって改定したいというようなことを考えているわけではありません。 退職手当の特例条例の件ですが、名古屋市のように市長の退職金はゼロとし、副市長は現行通りというようなこともあります。 考え方はいろいろありますが、当時は市長、それから山下市長が自ら任命する特別職については二分の一ということで決められておりますので、現在も二分の一ということになっています。
名和委員	報酬等ということで、給与及び退職手当についても対象ということですね。給料は変動するので毎年の単価であり、わかるんですが、退職手当については、任期が 3 年及び 4 年、1 期毎に支払われる。退職手当については毎年審議の対象となるんですか。
人事課長	退職金が毎年、或いは 2 年毎にという定期的にといいことは無いと思います。 仮に給料が大幅に上がったときに、退職手当額も変わってきますので、他自治体等と比較して適正なのかという議論があるかと思いますが、退職手当については、毎年、審議していただくものではないと考えております。なお、今回の審議会より初めて退職手当について審議を依頼しております。
萩原会長	今回の諮問において、給料及び退職手当の額ですね。給料そのものが上がれば、乗率 5.5%になりますと、当然退職手当は上がりますし、給料を改定すれば退職手当にも影響があります。 支給率 5.5 という退職手当の率が特例条例により 2.75 ですが、山下市長が退任されたときに、5.5 に戻ってしまうということで、それが妥当かどうかという審議を依頼されたかと。 そのあたり皆様方いかがでしょうか。
酒井委員	例えば、特例条例が適用され、半分としている退職手当が元に

市長公室長	戻るというお話があった。それは、元に戻さなければならないものなのか、支給率を変更するということは、条例を改正することで可能という理解でよいか。 現在、本来は 100 分の 550 で退職手当を支払うところを、山下市長自らが 2 分の 1 にする特例条例を定めております。 この特例条例の効力は、山下市長に限って適用されますので、山下市長から新しい市長に変わった時点で、この特例条例の効力は失われ、本来の 100 分の 550 に戻るということになります。 100 分の 550 という支給率の退職手当が本当に適正なのかというところで、ご自身で 2 分の 1 にはしておりますが、2 分の 1 も適切なのかということもあります。小牧市長として、どれぐらいの退職手当が適正なのかということを、第三者機関である審議会へ諮問をし、答申をいただきたいということでございます。当審議会より答申を受けた内容も考慮して、例えば、答申の率に改正するとなると議会へ上程し、議決を受けるというような流れになります。当審議会で決定するのではなく、議会の議決が必要となります。
萩原会長	事務局からいろいろ説明がありましたが、諮問書は議員報酬、市長、副市長、教育長についてです。 報酬と退職手当について、その額の適正さを我々が議論していくということになります。この点について、皆様方のご意見を伺いたいと思います。 何が適正かという物差しがあればわかりやすいが、我々としても適正な額かなかなか答えが見えてきません。
名和委員	三役の賞与は。資料 3 に掲載されていない手当はあるか。
人事課長	期末手当のみ 3.4 月となり、通勤手当の額が掲載されていない程度です。

村上委員	資料 1 の特別報酬等の額の改正年が、令和 6 年のものは改定後の金額と読み取ると、ある意味では、改定後の金額と小牧市の場合は現行据え置きで、6 番目であるということ。 令和 6 年に改定した時のベースが資料 5 の給与改定率 0.9、約 1% の金額程度が、イメージと合致してくるということか。
人事課長	一般職の給与が上昇したのを 1 つの要因として特別職も検討されたと聞いております。
鈴木委員	この資料をみると、地方公共団体の報酬基準は、概ね、市の人口と、財政力で決まってくるように感じるが、そのような理解でよいか。
人事課長	概ね、人口や財政規模で市の活動量が変わってきますので、それに見合う給料で設定されていると理解しております。 小牧市もそういうところを参考に、過去に引き上げていったところもあるかと思います。
酒井委員	資料 2 の財政力指数が 1 を超えていると市は、地方交付税交付金の不交付団体という認識でよいか。県下では幾つかあるが。
市長公室長	はい、不交付団体となります。愛知県内は不交付団体が多いが、全国的には少ない状況です。
吉田委員	市としては非常に財政が厳しい中、市民のために必要な仕事を選択しなければならない。そのようなことも考慮しながら考えていかないといけない。意見です。
萩原会長	審議会で皆様から意見を頂戴しまして、事務局からの説明があった流れをふまえると、次回は今回の意見を基に素案を作成し、それを審議する形になります。 資料 1 の報酬等に関しまして、これを上げる、下げるという明

	確なご意見は今のところいただいていないと思います。 引き上げている市がある状況ですが、小牧市は現状でも市長の給料、報酬は 6 番目に位置しておりますので、変更する理由はないと考える、というのが私の率直な意見です。 一方で、資料 4 退職手当に関して、議員を除き、市長、副市長、教育長です。市長から諮問の際に述べられた、現在は二分の一であるが、本則の 5.5 に戻していいのかどうか、この議論に関してはいかがですか。 小牧市長の退職手当は 4 番目に位置しており、非常に高いという率直な感想を持ちました。退職手当について、本則の 5.5 を減じていくという議論が良いのではないかと思います。 皆様からのご意見等をいただきながら、審議会をまとめていかなければいけません。報酬等についてはこの数字、退職手当については 5.5 を減じる、これを市に答申してはどうかと考えております。 減じる場合にどの程度が妥当であるか、非常に難しく、例えば 10 番目の刈谷市は 2100 万円。それ以下、津島市 1800 万円になると 23 番目になってしまう。 現在の 2365 万円、こちらをどの程度引き下げるのかが、今後の議論かと思っております。 こうした点について、皆様ご意見等ございましたらお願いします。
長江委員	市長と副市長の報酬について考える時に、市の財政、人口等を基準とした場合、市長、副市長は現状のままでよいが、教育長が 11 番目である点について、少し低いのではないかと考える。 小牧市の人口が 10 番目なのでよいのかもしれないが、市長や副市長は 6 番目であり、教育長は、小牧の子供たちの将来を担う重要な位置にあると思うと、刈谷市も低い状態で 20 番目ですが、市長、副市長に比べれば少し低いのではと疑問に思う。
萩原会長	人口や市長、副市長の順位からみたバランスを考慮すると 11

	番目は低いのではないかと、少し上げて良いのではないかとというご意見ですね。
酒井委員	私も同感です。
名和委員	退職手当の特例について、市長は自らが望んで 2 分の 1 にされたが、現市長が退任されたらすべて本則に戻るといふ、市長、副市長、教育長はそれぞれ別で考える必要があるのではと思う。
萩原会長	名古屋市の例のように市長自らは 0 円、副市長は現行のままという形でも良かったかもしれません。 現市長退任後も退職手当について本則に則るかどうか、これは我々が議論してよいということになりますので、本則を減じるかどうか、この点について皆様方からご意見いただきたいのと、教育長については、委員から少し上げて良いのではというところでは。この点についてはまた事務局の方でまとめていただく。 退職手当についてはいかがでしょう。
鈴木委員	財政力は 6 位、人口は 10 位と考えると、給料と支給率で退職手当が算出されるため、給料の 6 位が妥当かどうかという点はあるが、退職手当は 10 位ぐらいのところは妥当ではと思ひ、知多市の支給率 5.0 が良いのではないかと。特例条例が解除されるという前提ではあるが。
萩原会長	人口、市の財政力を踏まえ、考えていかなければならないということで、支給率 5.0、知多市の例を参考にというご意見を頂戴しました。 本日の審議会において、皆様方からご質問、ご意見を頂戴しました。 これを踏まえますと、特別職報酬等の額、資料 1 は、教育長の現行 11 位について、この額を上げてはどうかというご意見ご指摘がございます。

	市長、副市長、議員については、現状通りです。 退職手当は、知多市の 5.0 を参考にしてどうかというご意見をいただき、本日の審議会の意見としたいと思います。 委員の皆さま、よろしいでしょうか。 ～異議なし～ では、事務局において、市長、副市長、教育長の給料、退職手当それから議員の報酬について、改めてご検討いただき、素案の作成をお願いします。 市長公室長 教育長の給料を上げた場合、退職手当も増額となります。 教育長の給料は 11 番目ですが、退職手当は 5 番目であります。このあたりのバランスも事務局の方で、検討させていただくということでご理解をお願いします。 萩原会長 上がったとしても小牧市は非常に教育に力を入れています。少し上がっても、最終的には議会で決められることになると思います。よろしくお願いします。では、その他について事務局からお願いします。 人事課長 （次回の日程調整） 次回は 11 月 18 日午後 4 時からでお願いします。 萩原会長 それでは以上をもちまして、第 1 回特別職報酬等審議会を終了させていただきます。 （閉会）
--	---